

愛知県農薬管理指導士養成研修 認定試験問題・解答及び解説（令和6年度）

番号	問題・解答・解説
1	発生予察情報のうち「特殊報」とは、重要な病害虫が大発生することが予想され、すぐにも防除する必要があるときに発表される。
	解答：×
	解説：「農薬概説2024」（以下、「テキスト」という。）p.24を参照。「特殊報」とは、新規の有害動植物が発見されたり、重要な有害動植物の発生状況が例年と異なるなど特異的な現象が認められた場合であって、従来と異なる防除対策が必要となるなど生産現場への影響が懸念される場合に、発表されるものである。問題文の内容は「警報」である。
2	農薬取締法は、農薬の製造、輸入、販売に関する法律であり、農薬の使用に関する規定はない。
	解答：×
	解説：テキストp.71-74を参照。農薬取締法第二十四条（無登録農薬の使用の禁止）、第二十五条（農薬の使用基準の遵守義務化）、第二十六条（水質汚濁性農薬の使用の規制）、第二十七条（農薬の使用に関する理解等）は農薬の使用に関する規定である。
3	農薬管理指導士は、農薬の特性を踏まえた適正な使用等について、他の農薬販売者、農家、ゴルフ場の農薬使用者などに指導・助言を行うことが任務として求められている。
	解答：○
	解説：テキストp.174-175を参照。農薬管理指導士は、農薬の取扱いについて指導的役割を果たすべき者として認定されており、他の農薬販売者、農家、ゴルフ場の農薬使用者などに指導・助言を行うことが任務として求められている。
4	農薬管理指導士は、農薬取締法などの関係法規、農薬の特性や適正な使用方法、病害虫・雑草の発生生態や防除に関することなど、農薬全般に関する一般的な事項についても十分な知識を有することが求められるため、都道府県や関係団体が主催する研修会などへの参加、農薬に関する情報収集などによって、自らの資質を向上させようとする姿勢が重要である。
	解答：○
	解説：テキストp.175を参照。
5	農薬は農作物等の病害虫防除に用いられる薬剤とされているが、ここでいう農作物等とは、稲、野菜、果樹などの食用に供する目的で栽培している植物のことだけである。
	解答：×
	解説：テキストp.54を参照。農薬の定義に係る「農作物等」とは、人が栽培している植物の総称を指し、その栽培目的、肥培管理状況は問わないとされている。具体的には、一般の稲、野菜、果樹はもちろんのこと、鑑賞の目的で栽培されている樹木、盆栽、ゴルフ場や公園の芝生、街路樹等も該当する。
6	農薬を個人がインターネットで販売する場合については、特に販売業の届出は必要ない。
	解答：×
	解説：テキストp.67-68を参照。農薬を販売する者は販売所ごとに届け出なければならないとされている。販売所とは農薬の販売行為を行う場所を広く含めて解すべきであり、販売行為を行う物的施設だけでなく、インターネットを介して販売行為を行う事業者の事務所その他これに準ずる場所についても販売所に該当するものと解される。

番号	問題・解答・解説
7	<p>特定農薬は、農薬登録がなくても農薬として使用することができる。</p> <p>解答：○</p> <p>解説：テキストp. 55-57を参照。農薬取締法第三条及び第二十四条（テキストp. 71）により、農薬登録がなくても特定農薬は使用することができる。特定農薬は、その原材料に照らし安全性が明らかであるものとして農林水産省・環境省に指定される農薬で、製造・加工・輸入に登録を必要としない。</p>
8	<p>毒物劇物営業者は、毒物又は劇物の容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用する場合、その容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。</p> <p>解答：×</p> <p>解説：テキストp. 81（7）、8）を参照。毒物及び劇物取締法第11条第4項において、毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない旨が規定されている。なお、ここでいう「厚生労働省令で定める劇物」は、毒物及び劇物取締法施行規則第11条の4において、すべての劇物と規定されている。また、毒物及び劇物取締法第12条第1項において、毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない旨が規定されている。したがって、毒物又は劇物の容器及び被包に毒物及び劇物取締法第12条第1項に規定する表示がされていても、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。</p>
9	<p>毒物又は劇物を業務上取り扱う農家や農業経営体は、その取り扱う毒物又は劇物を紛失した時、盗難の可能性が低い場合は、その旨を保健所のみ届け出ればよい。</p> <p>解答：×</p> <p>解説：テキストp. 84（14）を参照。毒物及び劇物取締法第17条第2項において、毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならないとされている。また、法第22条第5項により農家や農業経営体などの毒物劇物業務上取扱者に準用されている。したがって、農家や農業経営体などの毒物劇物業務上取扱者は、その取り扱う毒物又は劇物を紛失した時、盗難の可能性が低い場合であっても直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。</p>
10	<p>食品衛生法における「食品等事業者」には、農業及び水産業における食品の採取業者を含む。</p> <p>解答：○</p> <p>解説：テキストp. 87を参照。（条文第三条）「食品等事業者（食品若しくは添加物を採取し、…）は、…」とあり、食品を採取する者を含む。</p>
11	<p>食品衛生法は、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。</p> <p>解答：×</p> <p>解説：テキストp. 87を参照。（条文第一条）問題文は健康増進法の目的である。</p>

番号	問題・解答・解説
12	<p>食品衛生法によるポジティブリスト制度では、残留基準の定められた農薬等をリストとして示し、それ以外の農薬等については、農薬の成分である物質に「人の健康を損なうおそれがないと認められる量として薬事・食品審議会（現：食品衛生基準審議会）の意見を聴いて定める量」（一律基準 0.001ppm）が定められた。</p> <p>解答：×</p> <p>解説：テキストp. 88-89を参照。（条文第十三条）p. 89【解説】の18行目「残留基準が設定されていない農薬については、一切含んではならないということにせよ、農薬の成分である物質が「人の健康を損なうおそれがないと認められる量として薬事・食品審議会の意見を聴いて定める量」（一律基準 0.01ppm）が定められた。」とある。</p>
13	<p>農薬の中には、消防法で定める危険物に該当するものがあり、その貯蔵、取扱いについては、指定数量以上は消防法により規制されているが、指定数量未満については何ら規制がない。</p> <p>解答：×</p> <p>解説：テキストp. 99及び補足資料（「農薬安全使用Q&A」）Q-14の図を参照。指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いについては、市町村条例の規制を受け、指定数量の1/5以上の場合は少量危険物の届出が必要となる。</p>
14	<p>危険物の運搬については、その数量が指定数量以上の場合のみ、容器、積載方法及び運搬方法についての技術上の基準が定められている。</p> <p>解答：×</p> <p>解説：テキストp. 99及び補足資料（「農薬安全使用Q&A」）Q-14の図を参照。危険物の運搬については、その数量の多少にかかわらず、容器、積載方法及び運搬方法について行わなければならない技術上の基準が定められている。</p>
15	<p>農薬の種類名とは、農林水産省が農薬登録の際、命名するもので、原則として、その農薬に含まれる有効成分の一般名に剤型名を付して命名される。</p> <p>解答：○</p> <p>解説：テキストp. 105を参照。（公社）緑の安全推進協会提供資料（講義参考資料「農薬一般」、「農薬の安全性評価及び各種基準」（以下、「説明資料スライド」）p. 4を参照。</p>
16	<p>農薬使用時にその農薬の物理性を増強して効果を高めるために用いられ、薬剤の補助剤として使用される展着剤は農薬ではない。</p> <p>解答：×</p> <p>解説：テキストp. 106を参照。説明資料スライドp. 5を参照。展着剤も農薬登録が必要である。</p>
17	<p>薬剤抵抗性の発達を遅らせるには、異なる系統のローテーション散布や他の防除方法を組み合わせた管理が必要である。</p> <p>解答：○</p> <p>解説：テキストp. 121を参照。説明資料スライドp. 14を参照。</p>

番号	問題・解答・解説
18	総合的病害虫・雑草管理（IPM）では、化学農薬を一切使わない手法による防除が求められる。
	解答：×
	解説：テキストp.16 総合的病害虫・雑草管理（IPM）の体系を参照。説明資料スライドp.14を参照。生物的防除、物理的防除、化学的防除のバランスと予防的措置、防除要否及びタイミングの判断が必要。
19	農薬登録に際しての評価は農薬の毒性だけで、使用者の暴露量は考慮されていない。
	解答：×
	解説：テキストp.137を参照。説明資料スライドp.24-26、38を参照。2020年（令和2年）4月から、農薬の毒性だけでなく、使用者の暴露量も考慮した評価法を導入した。使用量、使用方法、防護対策などを必要に応じて見直し、よりリスクの小さい農薬や使用方法にしていく。
20	ARFD（急性参照用量）とは、ヒトがある物質を24時間又はそれより短い時間経口摂取した場合に、健康に悪影響を示さないと推定される一日当たりの摂取量であり、mg/kg体重で示される。
	解答：○
	解説：テキストp.131-132を参照。説明資料スライドp.28、29を参照。
21	ある農薬を定められた使用方法に従って適正に使用した場合に残留し得る農薬の最大の濃度に基づき、全ての食品を通じてその農薬の長期的な摂取量の総計がADIの8割を超えないこと、及び個別の食品からの短期的な摂取量がARFDを超えないことを確認した上で、残留農薬基準として設定される。
	解答：○
	解説：テキストp.133、136を参照。説明資料スライドp.30を参照。
22	残留基準の定められていない農薬について、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量（0.01ppm：一律基準）を超えて残留する食品を販売等してはならない。
	解答：○
	解説：テキストp.133を参照。説明資料スライドp.37を参照。ポジティブリスト制度。
23	農薬は、土壌中での分解・消失に関する試験に基づき、半減期が1年を超えないように設定されている。
	解答：×
	解説：テキストp.144を参照。説明資料スライドp.35を参照。使用した農薬の、後作物汚染を通じた人畜への健康被害を防止するため、土壌中での半減期が一定の期間（180日）を超えないように設定されている。また、半減期が100日を超える場合は、後作物の残留試験が要求され、その安全が確保されることが条件となる。

番号	問題・解答・解説
24	水田で使用される農薬では止水期間が決められているものもあり、この期間は水尻や畦畔からの漏水をしっかりと止めておく必要がある。
	解答：○
	解説：テキストp. 144を参照。説明資料のスライドp. 42を参照。また、止水期間以外でも、無用なかけ流しはしない。
25	食用農作物に対して農薬を使用する場合、定められた使用量又は濃度を超えて使用しても罰則の対象とはならない。
	解答：×
	解説：テキストp. 149を参照。農薬取締法第二十五条第三項の違反となり、農薬使用者は罰則の対象となる。（農薬取締法第四十七条（罰則））
26	農薬を使用したら、使用年月日や場所、農薬の名称等を農薬使用記録簿に記載するよう努めなければならない。
	解答：○
	解説：テキストp. 149を参照。
27	ミツバチが飼育されている場合、農薬使用者と養蜂家の間で農薬の散布時期などの情報共有や、巣箱の退避、ミツバチに影響の少ない薬剤や粒剤を選択するなどの対策を講じることが必要である。
	解答：○
	解説：テキストp. 166-167を参照。
28	公園や街路樹等の病害虫の防除については、病害虫の発生や被害の有無にかかわらず、定期的に農薬散布を行えば良い。
	解答：×
	解説：テキストp. 168参照。公園や街路樹等における病害虫の防除に際しては、日常的な観察により被害を早期に発見して、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めるようにし、定期的に農薬を散布することがないようにする。
29	住宅地やその周辺等で農薬を散布する場合は、周辺住民に対して、事前に農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者の連絡先を回覧板、チラシ、掲示板などを利用して十分な時間的余裕をもって周知する必要がある。
	解答：○
	解説：テキストp. 166を参照。

番号	問題・解答・解説
30	<p>軽量の葉菜類や小型の果実などは農薬の残留リスクの高い作物といえる。さらに収穫に近い時期に飛散を受けると、飛散量が少しであっても残留農薬として検出される可能性がある。</p>
	<p>解答：○</p>
	<p>解説：テキストp. 170を参照。</p>
31	<p>農薬の容器に添付されるラベルには、その農薬を効果的かつ安全に使うために必要不可欠な事項が表示されているので、使用前に必ずラベルを読む習慣をつけ、使い慣れた農薬でも表示事項の変更に注意する。</p>
	<p>解答：○</p>
	<p>解説：テキストp. 152を参照。</p>
32	<p>医薬用外毒物・劇物に該当する農薬は、法令にしたがって専用の保管庫に鍵をかけて保管するが、それ以外の農薬の保管場所には鍵をかける必要はない。</p>
	<p>解答：×</p>
	<p>解説：テキストp. 152を参照。普通物農薬の保管場所にも鍵をかける。</p>
33	<p>使用済み農薬の空容器は、他の用途には絶対に使わない。空容器の野焼きは法律で禁止されており、産業廃棄物処理業者に委託するなど、政令の定める処理基準に適合した処分を行う。</p>
	<p>解答：○</p>
	<p>解説：テキストp. 156を参照。</p>
34	<p>農薬の散布時には、マスク、保護めがね、手袋などの保護具を装着する必要があるが、散布液の調製時には保護具を装着する必要はない。</p>
	<p>解答：×</p>
	<p>解説：テキストp. 157、p. 163を参照。散布液の調製時には、高濃度の農薬に触れる機会が多いため、保護具を必ず着用する。</p>
35	<p>毒物・劇物にかかわらず全ての農薬は、他の容器に移し替えてはならない。それは、誤って使用したり、飲料物と間違えて誤飲することを防ぐためである。</p>
	<p>解答：○</p>
	<p>解説：テキストp. 161-165を参照。農薬による近年の死亡事故は、誤用・誤飲等によるものがほとんどを占める。</p>

番号	問題・解答・解説
36	植物の病気は、主因（病原体）、素因（植物の素質）及び誘因（気象その他の環境条件）の3要因がそろったときに発生する。そのため、主因である病原体があっても、3要因がすべて揃わないと病気は発生しない。
	解答：○
	解説：テキストp.189を参照。
37	農作物を栽培中に病気による被害があっても、収穫により病原体がほ場からいなくなることから、収穫終了後は次作にそなえた病気の対策をとる必要がない。
	解答：×
	解説：テキストp.199を参照。 多くの病原細菌や糸状菌は、収穫残渣や土壌、果樹などの枝や葉などで越冬し、それらが次作の伝染源となることから、収穫残渣や罹病枝等の除去や土壌消毒などの対策が重要である。
38	ウイルスやファイトプラズマを直接不活化する実用的な薬剤はないので、昆虫が媒介するウイルス病害は殺虫剤等による媒介虫の駆除によって防除する。
	解答：○
	解説：テキストp.206、207を参照。 ※テキストには「殺虫剤による媒介虫の駆除によって防除する。」となっています（「等」がない）ので、×でも正解とします。
39	耐性菌対策のためには、同系統薬剤の連用を避け、作用機構の異なる他系統薬剤とローテーションで使用したり、他系統薬剤との混用をすることが望ましい。
	解答：○
	解説：テキストp.214、215を参照。
40	軟体動物に分類されるネグサレセンチュウは、体長1mm以下であり、植物の根を加害する。
	解答：×
	解説：テキストp.219、p.220を参照。ネグサレセンチュウは軟体動物ではなく、線虫類である。
41	昆虫は温度に発育が左右される変温動物であるが、その温度以下では発育できない最低温度のことを発育零点という。
	解答：○
	解説：テキストp.222を参照。
42	殺虫剤抵抗性は、同一薬剤の連用による淘汰の結果、集団における薬剤抵抗性を持つ個体の比率が高まり、薬剤が効果を示さなくなる現象である。
	解答：○
	解説：テキストp.233-234を参照。

番号	問題・解答・解説
43	IPMとは害虫の効率的な全滅を目指し、殺虫剤と殺虫剤以外の防除手段を併用して、総合的に害虫防除効果を上げようとする考え方である。
	解答：×
	解説：テキストp.246を参照。本来的には害虫を全滅させる必要はない。
44	除草剤は雑草の種類によってそれぞれの適用時期が決まっており、その時期の目安として雑草の葉齢を用いる。指標として使われるノビエ、メヒシバなどの葉齢は、最初に出る子葉鞘（鞘葉）を1葉期として数える。
	解答：×
	解説：テキストp.253を参照。ノビエ、メヒシバなどの葉齢は、最初に出る子葉鞘（鞘葉）を除いて数える。
45	除草剤の土壌中の移動性が大きなものは作物の種子や根に接触しやすくなるため、薬害を生じやすく、効果が低下する傾向にある。また、その移動性は土壌によっても左右され、砂質がかった土壌、水持ちの悪い土壌では大きくなる。
	解答：○
	解説：テキストp.256を参照。
46	植物成長調整剤は農薬ではないため、使用時期や処理方法を守る必要はない。
	解答：×
	解説：テキストp.262、p.267を参照。植物成長調整剤は他の農薬同様、登録には薬効、薬害だけでなく、毒性、残留性など、人畜への安全や環境への影響に関する試験成績が求められる。植物成長調整剤は使用時期がかなり限定されており、処理方法も茎葉全面散布ばかりでなく、花房や果房の浸漬、果実への散布・塗布と限られているものも多い。
47	植物成長調整剤の中にはキャベツやレタスのセル成形苗の徒長防止を目的として使用することができるものがある。
	解答：○
	解説：テキストp.265を参照。キャベツやレタスのセル成形苗の徒長防止を目的としてウニコナゾールPが使用され、機械定植に適したコンパクトな苗の生産に役立っている。
48	ドリフト低減ノズルとは慣行ノズルより噴霧の平均粒径を大きくする等により、微細な粒子の発生割合を減らしたものである。
	解答：○
	解説：p.187-188を参照。
49	乗用型のブームスプレーヤーは乗用管理機とも呼ばれ、一度に広い面積への散布が可能で、作業員への農薬暴露も少ないため、普及している。
	解答：○
	解説：p.182-183を参照。稲作、畑作など広い面積への散布を可能にした。
50	散布粒子の大きさは、効力、作物への付着、到達距離、漂流飛散などと全く関係が無い。
	解答：×
	解説：テキストp.178-179を参照。散布粒子の大きさは、効力、作物への付着、到達距離、漂流飛散などと密接な関係がある。